

アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1 業務の名称

アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発業務

2 業務の目的

次期学習指導要領にアクティブラーニング型学習が取り入れられたことから、教育旅行についても民泊や体験学習などを取り入れた教育的要素の強いものへとニーズが変化してきている。これらに対応した教育旅行プログラム開発・普及を行い、教育旅行の更なる誘致・拡大促進を図ることを目的とする。

3 業務内容

アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発・普及を行い、教育旅行の更なる誘致・拡大促進を図ること。

(1) アクティブラーニング型教育旅行プログラム開発を行うこと

- ・ 2個以上のアクティブラーニング型教育旅行プログラム開発を行うこと

(2) 開発したプログラムを利用したモニターツアーを実施すること

- ・ 教職員や首都圏又は関西圏の学生を対象とした10名程度のモニターツアーを実施すること
- ・ モニターツアー参加者に対してアンケート調査を行い、プログラム改善に向けた計画を提案すること

4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に甲に協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 事業報告書の提出

- ・ 仕様 A4縦書き（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、宮崎県観光推進課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報等については、宮崎県観光推進課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (4) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。